

長崎労働局発表
令和2年8月4日（火）

担 当	長崎労働局労働基準部健康安全課
	課長 中里 晋
	労働衛生専門官 春田 順治
	電話 095-801-0032

「新型コロナウイルス感染防止対策」と 「熱中症防止対策」との両立をお願いします

～特に暑さが増す8月に、熱中症による死亡労働災害が発生しています～

長崎労働局は、県内において熱中症による死亡労働災害が2年続けて発生していることに加え、本年は、新型コロナウイルス感染防止対策により、熱中症のリスクが一段と高まるおそれがあることから、特に暑さが増す8月に「新型コロナウイルス感染防止対策」と「熱中症防止対策」との両立を呼びかけます。

【新型コロナウイルス感染防止と熱中症防止対策との両立のポイント】

長崎労働局及び各労働基準監督署では、「新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されている状況下での熱中症予防対策の留意点」について、別添1「熱中症防止のチェックリスト」及び別添2「新しい生活様式と熱中症予防の両立」のリーフレットをもとに管内各事業場に対して注意喚起を行うとともに指導を徹底しています。

ポイントは以下のとおりです。

1. 休憩場所

- ・換気に気をつける
- ・休憩スペースを広げる・休憩時間をずらすなど、人と人の距離を保つ
- ・共有設備は定期的に消毒するなど清潔に保つ
- ・感染拡大防止のため、手指の消毒設備を設ける
- ・飲食前には手洗いを徹底する
- ・飲料水等の飲み口の共有を避ける

2. 労働者の水分・塩分摂取の確認等

- ・マスクで口が覆われることにより、のどの渴きを感じにくくなることがあるので、定期的にスポーツドリンクや経口補水液などを摂取させる

3. 労働者の健康状態への配慮

- ・マスクなどで顔が隠れると熱中症の初期症状を見逃すことがあるので注意する

4. 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- ・高温や多湿といった環境下でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合にはマスクをはずす

○ 熱中症の基本的な予防対策は「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」「労働衛生教育」の4つが基本です。

特に、作業環境管理の中で、正確に作業環境を把握するために、WBGT（暑さ指数）の測定の普及を推奨しています。

少しでも本人や周りが異常を感じた際は、病院に搬送する等の措置をとるとともに症状に応じて救急隊を要請しましょう。

○熱中症による労働災害発生状況（別添資料）

長崎県の職場における熱中症による死亡労働災害が平成30年、令和元年と2年続けて発生しています。これらの死亡労働災害は、いずれも特に暑さが増す8月に発生しています。また、過去に発生した死亡労働災害の半数が8月に発生しています。

長崎県内では、平成27年～令和元年の5年間の死傷者数（休業4日以上、以下同じ）57名で、特に8月は24名で44%を占めています。

○取組状況

熱中症の予防のために展開している「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（別添3）においては、熱中症の危険性が高まる7月を、熱中症予防の重点取組期間と指定しています。

長崎労働局では、熱中症の予防対策として、特に熱中症の発生が懸念される業界団体（※）に対して、別紙により5月21日付けで熱中症予防対策の徹底についての要請を行っているところですが、6月22日付けで新型コロナウイルス感染拡大防止下における熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法を踏まえ、令和2年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱が一部改正されたことから商業施設等に対して別添4のリーフレットを配布の上、注意喚起を行っています。

※要請を行った団体

長崎県労働基準協会

建設業労働災害防止協会 長崎県支部

日本クレーン協会 長崎支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 長崎県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 長崎県支部

長崎県建設産業労働組合

長崎県経営者協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 長崎県支部

建設荷役車両安全技術協会 長崎県支部

長崎県警備業協会

職場の熱中症予防対策は万全ですか？

高温多湿な場所で作業を行うと、体内の水分や塩分のバランスがくずれ、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。熱中症は、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こし、死亡することもある病気です。

熱中症が起こるのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。

今年、新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されています。外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、職場での熱中症予防を徹底するとともに、万一熱中症の初期症状が現れたら速やかに対策を講じましょう。

職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。

① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？

<input type="checkbox"/>	WBGT値は、現場ごとに異なります。輻射熱も考慮した黒球付きのWBGT測定器でWBGT値を実測しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業強度により、物差しとなるWBGT基準値を正しく選定して評価します。実測値がWBGT基準値を超えると、熱を遮る遮へい物、簡易な屋根、通風・冷房の設備の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更が必要です。	
<input type="checkbox"/>	WBGT基準値を大幅に超える作業場所でやむを得ず作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。	

WBGT測定器 (例)

② 休憩場所は整備していますか？

<input type="checkbox"/>	冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げたり休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保ちましょう。共有設備は定期的に消毒するなど清潔に。	
<input type="checkbox"/>	氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。感染拡大防止のため、手指の消毒設備も設けましょう。	
<input type="checkbox"/>	飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的に行いましょう。飲食前には手洗いを徹底し、飲み口の共有を避けましょう。	
<input type="checkbox"/>	建設現場で休憩場所を共有する場合、借用ルールを定めて関係労働者に伝えるなど、利用環境を整えましょう。	

日陰の確保 (例)

冷水機 (例)

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

<input type="checkbox"/>	労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしましょう。
<input type="checkbox"/>	急激な気温の上昇や、4日以上のお休み明けは、ベテラン作業員も「熱への慣れ」が低下し、身体への負担が大きくなります。作業内容や作業時間にも配慮しましょう。

④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

作業強度に応じて、定期的にスポーツドリンクや経口補水液などを摂らせましょう。身体が欲するのどの渇きは、加齢や病気、身体の塩分不足のほかマスクで口が覆われることにより、感じにくくなることがあります。



トイレに行きにくいことを理由として労働者が水分の摂取を控えることがないように、労働者がトイレに行きやすい職場環境を作りましょう。

⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用させましょう。

石綿除去等作業や放射性粉じん取扱いにおける保護衣など、衣類によっては、表2に照らして熱中症リスクを検討しましょう。必要に応じて、WBGT値を補正し、より涼しい環境で作業を

マスクについては、WBGT値の衣服補正（表2）の対象とはなっていませんが、負荷の大きい作業などで息苦しいときは、こまめの休憩と十分な水分補給をしましょう。防じんマスクなど作業に必要なマスクは、しっかり着用を。

作業中も、労働者の顔や状態から、心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認を。マスクや溶接面などで顔が隠れると、熱中症の初期症状を見逃すことがあります。

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

糖尿病、高血圧症、心疾患などは、熱中症になりやすいことがあります。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置の徹底を。感染症拡大防止のため健康診断を延期している場合でも、基礎疾患の有無の確認を。

日々の体調確認も重要です。作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認を。朝礼や点呼は、人が密集しないよう小グループで。

⑦ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？

熱中症の予防には、熱中症に対する正しい知識が不可欠です。高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を。



労働者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に表4による教育をしましょう。

⑧ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などを行っていますか？

緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。



熱中症は、症状が急激に悪化することが多くあります。安静中も一人にしないとともに、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を。

<参考 熱中症の症状と分類>

分類	I度	II度	III度
症状	めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温
重症度	小	大	

II度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、III度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

表 1. 身体作業強度などに応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT基準値				
		熱に順化している人（℃）		熱に順化していない人（℃）		
0 安静	◆安静	33		32		
1 低代謝率	◆楽な座位 ◆軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記） ◆手と腕の作業 （小さいベンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け） ◆腕と足の作業 （普通の状態での乗物の運転、足のスイッチやペダルの操作） ◆立位 ◆ドリル（小さい部分） ◆フライス盤（小さい部分） ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き（速さ3.5 km/h）	30		29		
2 中程度代謝率	◆継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土） ◆腕と脚の作業 （トラックのオフロード操縦、トラクターや建設車両） ◆腕と胴体の作業 （空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む） ◆軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5～5.5 km/hの速さで歩く ◆鍛造	28		26		
3 高代謝率	◆強度の腕と胴体の作業 ◆重い材料を運ぶ ◆大ハンマー作業 ◆草刈り ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆5.5～7.5 km/hの速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む	◆シャベルを使う ◆のこぎりをひく ◆掘る	気流を感じないとき 25	気流を感じるとき 26	気流を感じないとき 22	気流を感じるとき 23
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7 km/hより速く歩く		23	25	18	20

※この表は、日本産業規格Z 8504（人間工学—WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境）附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。

※熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

表 2. 衣類の組み合わせによってWBGT値に加えるべき補正值

下記の衣類を着用して作業を行う場合は、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服 （長袖シャツ とズボン）	布（織物）製 つなぎ服	二層の布 （織物）製服	SMSポリプロピレン 製つなぎ服	ポリオレフィン 布製つなぎ服	限定用途の 蒸気不透湿性 （不浸透性） つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正值（℃）	0	0	3	0.5	1	11

※補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不透湿性（不浸透性）防護服に使用しないでください。

※重ね着の場合は、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

表3. 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項	範囲	時間
熱中症の症状※	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状 	30分
熱中症の予防方法※	<ul style="list-style-type: none"> ◆WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ◆作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備など） ◆作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分と塩分の摂取、服装、作業中の巡視など） ◆健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認など） ◆労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容と教育方法） ◆熱中症予防対策事例 	150分
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急連絡網の作成と周知 ◆緊急時の救急措置 	15分
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱中症の災害事例 	15分

※ 熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、短縮できる事項があります。

表4. 労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時または新規入場時）

事項	範囲
熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状
熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆WBGT値の意味 ◆現場での熱中症予防活動（熱への順化、<u>水分と塩分の摂取</u>、服装、日常の健康管理など）
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急時の救急措置
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱中症の災害事例

※下線部については、小グループでの朝礼などの際に繰り返し教育しましょう。

<もっと詳しく!>

厚生労働省のホームページでは、「職場における労働衛生対策」で、熱中症予防の取組みを紹介しています。

職場における労働衛生対策

検索

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

熱中症予防 × コロナ感染防止で 「新しい生活様式」を健康に!

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密(密集、密接、密閉)」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

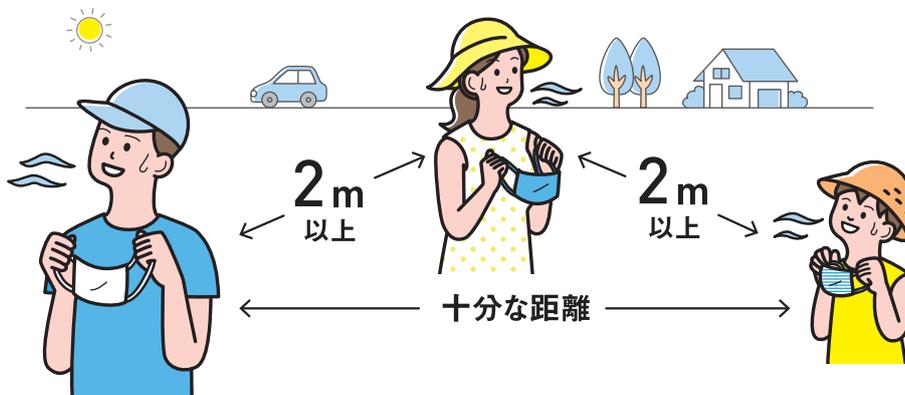
注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかぬうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに!



屋外で

人と2m以上

(十分な距離)

離れている時

マスクをしてると
熱中症になりそう...



..... (マスク着用時は)



激しい運動は避けましょう

のどが渇いていなくても
こまめに水分補給をしましょう

気温・湿度が高い時は

特に注意しましょう



暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ・涼しい室内に入れなければ、外でも日陰へ

のどが渇いていなくても こまめに水分補給をしましょう

- ・1日あたり **1.2L (1.2リットル)** を目安に
- 1時間ごとに コップ1杯
- 入浴前後や起床後も まず水分補給を
- ペットボトル 500mL 2.5本
- コップ約6杯

・大量に汗をかいた時は**塩分**も忘れずに

エアコン使用中も こまめに換気をしましょう

(エアコンを止める必要はありません)

注意 一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません

- ・窓とドアなど**2か所**を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する
- ・換気後は、エアコンの温度を**こまめに再設定**

暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

- ・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で**適度に運動**(「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で**毎日30分程度**)

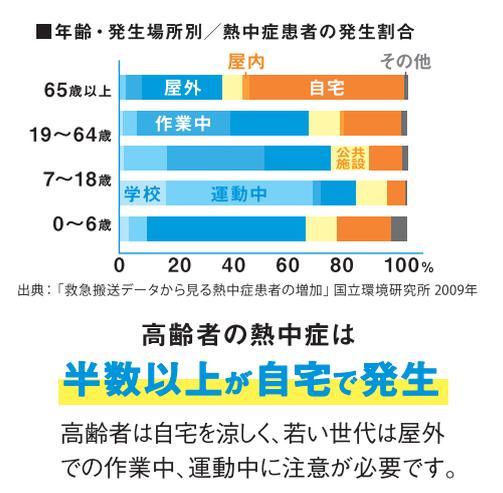
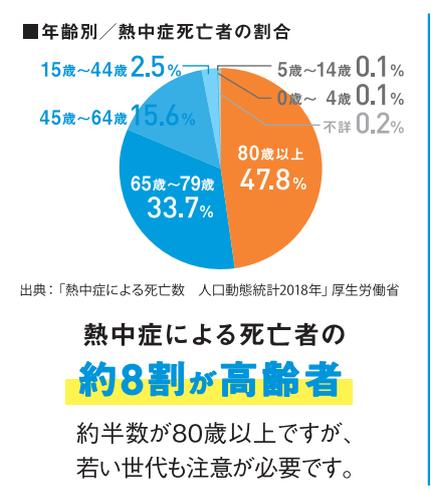
水分補給は忘れずに!

- ・毎朝など、**定時の体温測定**と**健康チェック**
- ・体調が悪い時は、無理せず**自宅で静養**

知っておきたい 熱中症に関する大切なこと

熱中症による死亡者の数は**真夏日(30℃)から増加**
35℃を超える日は特に注意!

運動は原則中止。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動してください。



高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。
周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

STOP！熱中症

令和2年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した 暑さ指数計 を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 暑さ指数を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

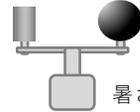
【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ **異常時の措置**

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **一旦作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。**



～ 換気機能のない冷暖房設備を使っている商業施設等の皆さまへ ～

熱中症予防に留意した 「換気の悪い密閉空間」を 改善するための換気の方法

換気機能のない冷暖房設備（循環式エアコン）※¹しか設置されていない商業施設等の場合、外気温が高いときに、必要換気量を満たすための換気（30分ごとに1回、数分間窓を全開にする）※²を行うと、ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）※³を維持できないことがあります。

新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気と、熱中症予防を両立するため、以下の点に留意してください。

窓を開けて換気する場合の留意点

- 居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下に維持できる範囲内で、2方向の窓を常時、できるだけ開けて、連続的に室内に空気を通すこと※⁴。
 - この際、循環式エアコンの温度をできるだけ低く設定すること。
 - 1方向しか窓がない場合は、ドアを開けるか、天井や壁の高い位置にある窓を追加で開けること。
- 居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下に維持しようとする、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用※⁵することは換気不足を補うために有効であること。

空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ、風量が5m³/min程度以上のものを使用すること。
- ◆ 人の居場所から10m²（6畳）程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
- ◆ 空気のだよみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※⁶。

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給や健康管理など※⁷にも留意が必要です。

参考

換気機能を持つ冷暖房設備（空気調和設備）がある建築物の場合

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）における**空気環境の調整に関する基準**に適合するように**外気取り入れ量などを調整**することで、**必要換気量（一人あたり毎時30m³）**※²を確保しつつ、居室の温度および相対湿度を**28℃以下および70%以下**※³に維持してください。

ビル管理法における空気環境の調整に関する基準（抜粋）

項目	基準
二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下（= 1000 ppm以下）
温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
相対湿度	40%以上70%以下

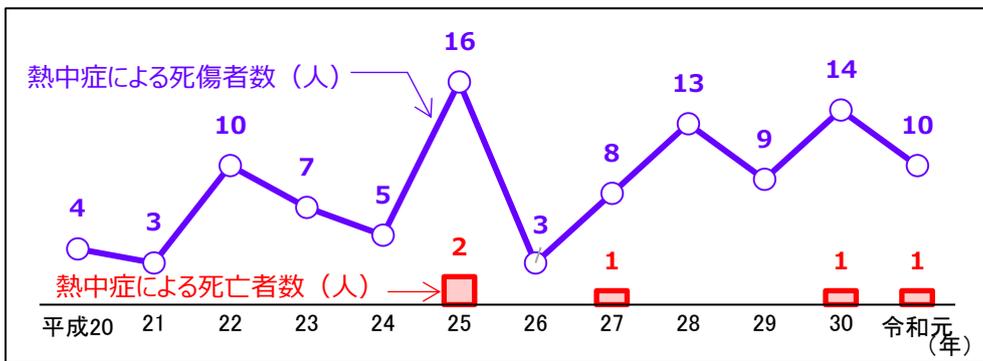
- ※ 1 エアコン本体に屋内空気の取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、外気を取り入れ機能はないことに注意してください。
- ※ 2 換気の方法の詳細については、リーフレット「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参照してください。
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf> 
- ※ 3 ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）を維持していれば、軽作業を連続で行う場合の熱中症予防の基準値（暑さ指数（WBGT値）29℃）を超えることはありません。
- ※ 4 窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。また、窓を開けるときは、防犯などにも配慮してください。
- ※ 5 空気清浄機は、換気を補完する目的で使用するものですので、窓を閉めて空気清浄機だけを使用しても十分な効果は得られないことに留意してください。
- ※ 6 間仕切りなどを設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切りなどの間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。
- ※ 7 熱中症予防対策の詳細については、リーフレット「新しい生活様式における熱中症予防行動」を参照してください。
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635213.pdf> 

長崎労働局管内の熱中症による労働災害発生状況

1. 熱中症による労働災害発生状況（平成20年以降の推移）

職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、令和元年に10人となりました。うち死亡者数は1人となっており、2年連続で死亡労働災害が発生しました。記録的な猛暑となった平成30年と比べ、死傷者数は減少となったものの、死傷者数に占める死亡者の割合は高まっており、熱中症による重篤な労働災害が後を絶たない状況にあります。

図1 熱中症による死傷者数の推移（長崎県）



2. 熱中症による労働災害発生状況（過去5年間の合計）

長崎県における過去5年間（平成27年～令和元年）の熱中症による死傷者数は54人となっています。業種別の熱中症の死傷者数をみると、製造業12人、建設業12人、次いで運送業7人と多く発生しており、全体の5割超がこれら3つの業種で発生しています。月別では、全体の4割弱が8月に発生しており、時間帯別では、11時台及び14～16時台に多く発生しています。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見されます。

図2 業種別の状況

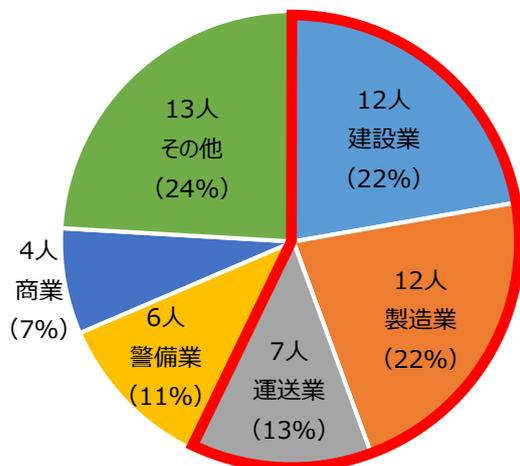


図3 発生月別の状況

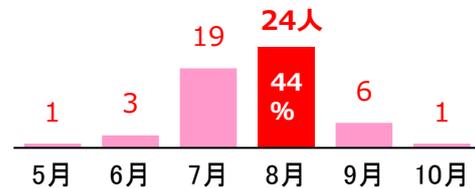
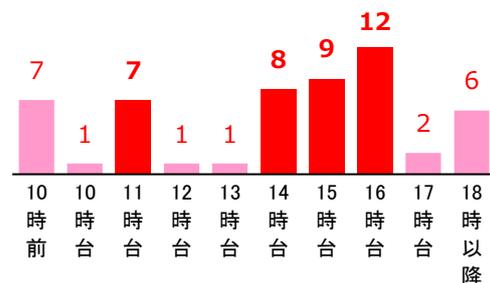


図4 発生時間帯別の状況



3. 令和元年の熱中症による労働災害発生状況

番号	災害発生月	災害発生時刻	業種	職種	休業見込期間	性別	経験期間	年齢	発生状況
1	5月	10:00	クリーニング業	外務員	2週	女性	19年	50代	被災者は、シーツ類の納品、回収作業を行っていたが、10時頃から体調が悪くなり、12時頃手足がしびれ、15時頃帰社して病院を受診し点滴治療を受けた。(WBGT値は24.1℃)
2	7月	9:00	その他の事業	検針員	5日	女性	25年	60代	被災者は、マンションの検針業務中、全身にしびれが出たため、病院を受診したところ熱中症と診断された。なお、被災者は水分補給を行いながら業務を行っていた。(WBGT値は27.7℃)
3	7月	11:10	建設業	作業員	12日	男性	5年	50代	被災者は、橋梁工事のスラブ上を移動中、熱中症によるめまいにより、一瞬気を失い倒れ部材に顔面を打ち付け頬を打撲した。(WBGT値は30.7℃)
4	8月	1:45	非鉄金属鋳物業	鋳造工	1ヶ月	男性	1か月	20代	被災者は、作業中に気分が悪くなりトイレで嘔吐し、壁にもたれ掛かり意識がない状態となり救急搬送された。(WBGT値は26.5℃)
5	8月	16:30	製材業	作業員	5日	男性	3年	30代	被災者は、事業場の敷地内で水分補給を行いながら作業を行っていたが、16時30分頃に頭痛と左足がつる状態となった。(WBGT値は32.7℃)
6	8月	16:30	一般貨物自動車運送業	運転手	2週間	男性	27年	50代	被災者は、15時30分頃、クレーン車にて工事現場に入り、足場材の引取作業を行い16時頃、車内で休憩し水分補給をした。その後、救急搬送され熱中症と診断され入院となった。(WBGT値は31.9℃)
7	8月	21:30	一般貨物自動車運送業	作業員	5日	男性	29年	50代	被災者は、配達業務を終えて自宅に帰宅後、手足の違和感など体調が悪化し体を動かすことが困難となり、救急搬送され熱中症と診断された。(WBGT値27.8℃)
8	8月	14:40	建築工事業	作業員	死亡	男性	1か月	30代	被災者は、住宅の外壁改修工事現場で足場材をトラックに積み込み中、気分が悪くなり休憩していたが、容態が急変し救急搬送されるも熱中症により死亡した。(WBGT値29.4℃)
9	9月	15:30	燃料小売業	外務員	7日	男性	30年	60代	被災者は、午前中から集合住宅のガス給湯器の取付作業を行い、昼休憩を取った後、午後から再度作業を行っていたところ、足がつり、自力での移動が困難な状況となったため、救急搬送され入院となった。(WBGT値31.2℃)
10	10月	15:15	警備業	警備員	6日	男性	6年	70代	被災者は、建設工事現場において、交通誘導業務を行っていたところ、突然意識をなくして転倒し救急搬送された。(WBGT値26.1℃)

資料出所 労働者死傷病報告情報(WBGT 値は、環境省熱中症予防サイトで公表されている現場近隣の観測所における値を参考として示したもの)

4. 熱中症（疑い含む）による死亡災害事例

平成 17 年に死亡災害が発生して以来、6 人が熱中症により命を落とされています。

業種別では、建設業が 4 人（67%）と最も多く、道路貨物運送業と農業がそれぞれ 1 人となっています。

発生月別では、8 月が 3 人（50%）で半数を占め、7 月が 2 人、9 月が 1 人となっており全て 7 月から 9 月の間に発生しています。

発生時間別では、14 時台 2 人、15 時台 1 人、16 時台 3 人と全て午後に発生しています。

番号	発生年月	業種	年代	発生状況
1	R 元. 8	建設業	30 代	被災者は、住宅の外壁改修工事の足場解体作業を午前中に行い、午後から作業員 2 名で足場材の積み込み作業中、14 時頃に被災者の足元がふらついていたため、休憩するよう言われ休憩していたが、数十分後に容体が急変し、救急搬送されるも熱中症により死亡したものの。
2	30. 8	道路貨物運送業	60 代	被災者は、13 時頃より工場内で荷崩れを起こした袋の復旧作業に従事していた。約 15 分間の作業後、約 15 分間の休憩を取り作業を再開したが、13 時 45 分頃に暑いと同僚に申告して再び現場を離れた。14 時頃、休憩を取るため冷房されていた休憩所を訪れた同僚に、意識不明で倒れているところを発見された。（WBGT 値は 29. 6℃）
3	27. 7	建設業	50 代	住宅の新築工事現場で、基礎の型枠組立作業をしていたところ、午後 3 時の休憩時に体調不良を訴えたため、車で休ませていたものの、その後、熱中症にて死亡したものの。
4	25. 8	建設業	40 代	被災者は建設工事現場で作業していたところ、16 時 50 分頃に体調不良を訴え病院に搬送されたものの、熱中症により死亡したものの。
5	25. 7	農業	50 代	午後から畑で作業を行っていたところ、午後 4 時過ぎに気分が悪くなり病院へ搬送されたが、翌日熱中症により死亡したものの
6	17. 9	建設業	50 代	建設現場で石積み作業中、午後 4 時頃、被災者が体調不良を訴えたため、しばらく休憩させた後、被災者を自宅に送ろうとしたものの、車内で意識が消失し、熱中症により死亡したものの。

長労発基 0520 第 1 号
令和 2 年 5 月 2 1 日

各防災団体等の長 殿

長崎労働局長

令和 2 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策の推進につきましては、平成 29 年より「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

長崎県内の昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況は、別添 1 のとおり、休業 4 日以上死傷者数が 10 人、うち死亡者数は 1 人となっており、2 年連続で死亡災害が発生しています。

過去の死亡災害事例を見ると、暑熱な環境への順化不足、水分・塩分の補給不足、WBGT 値（暑さ指数）の評価と評価結果に基づく措置の不備、被災者の救急搬送の遅れなどが原因です。

本年は新型コロナウイルス感染症の影響による仕事量の減少と外出自粛などにより、暑熱な環境への順化ができていない労働者が多いことも予想されることから、「暑熱な環境への順化期間（一週間程度）の確保」を当局の最重点項目（別紙）といたします。

つきましては、令和 2 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（本省版）の 10 の（2）のエの（イ）の事項と併せて貴会の会員事業場等に対し周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため新しい生活様式に基づく感染症予防対策の徹底と多人数の参集する催しを控える等の対応をお願いいたします。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

実施期間 5 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日

重点期間 7 月 1 日 ～ 7 月 3 1 日